

●2026（令和8）年4月から下水道使用料の激変緩和措置の軽減（調整）率が変わります●

【大山田地区】

4人家族が、2か月で水量 60 m³ 使用した場合、下記の金額となります。

※2026(令和8)年4月分から2028(令和10)年3月分までの激変緩和措置の計算例は、赤枠部分になります。

(消費税込)

①令和5年1月以前の使用料		② 令和5年2月 以降の使用料	③差額 (②-①)	令和5年2月分から 令和6年3月分まで の使用料 (軽減率 75%)	令和6年4月分から 令和8年3月分まで の使用料 (軽減率 50%)	令和8年4月分から 令和10年3月分まで の使用料 (軽減率 25%)
平田 地区	基本使用料 2,530 円 +加算使用料 1,980 円 (495円×4名) 4,510 円×2ヶ月=9,020円		+5,940 円	軽減額: 4,455円 使用料: 10,505円	軽減額: 2,970 円 使用料: 11,990 円	軽減額: 1,485円 使用料: 13,475円
真泥 地区	基本使用料 3,300 円 +加算使用料 2,640 円 (660 円×4名) 5,940 円×2ヶ月=11,880円	基本使用料 3,300 円 + 従量使用料 11,660 円	+3,080 円	軽減額: 2,310円 使用料: 12,650円	軽減額: 1,540 円 使用料: 13,420 円	軽減額: 770円 使用料: 14,190円
奥馬野 地区	基本使用料 2,619 円 +加算使用料 2,096 円 (524円×4名) 4,715 円×2ヶ月=9,430 円	14,960 円	+5,530 円	軽減額: 4,148 円 使用料: 10,812円	軽減額: 2,765円 使用料: 12,195円	軽減額: 1,383 円 使用料: 13,577円
広瀬・川北 地区	基本使用料 2,200 円 +加算使用料 2,200 円 (550 円×4名) 4,400 円×2ヶ月=8,800円		+6,160 円	軽減額: 4,620円 使用料: 10,340円	軽減額: 3,080円 使用料: 11,880円	軽減額: 1,540円 使用料: 13,420円

(裏面あり)

山田南 地区	基本使用料3,300円 +加算使用料2,640円(660円×4名) 5,940円×2ヶ月=11,880円	基本使用料 3,300円 + 従量使用料 11,660円 14,960円	+3,080円	軽減額: 2,310円 使用料: 12,650円	軽減額: 1,540円 使用料: 13,420円	軽減額: 770円 使用料: 14,190円
-------------------	--	---	---------	---------------------------------	---------------------------------	-------------------------------

※実際のご利用状況により、各ご家庭の使用水量は異なります。

※激変緩和措置により、改定後料金と現行料金との差額に、段階的に軽減率を乗じて算出した軽減額を差し引いた金額が2ヶ月の使用料金となります。

※令和10年4月からは、全て改定後の使用料となります。

※令和5年2月1日以降に使用を開始した場合、激変緩和措置は適用されず、改定後の使用料となります。